地下道の照明が三倍に

歩道も新設し安全確保

上植野町の東小路地下道

こどもたちが安心して通学できる道路をと、市では通学路の安全対策に取り組んでいます。

そのひとつ、上植野町の国鉄東小路地下道の照明設備工事と歩道新設工事が、このほど完成しました。

この二つの工事は、ことし四月に隣校する市立第五向陽小学校（上植野町五ノ坪一）の児童の登下校時の安全を確保するため、二月下旬から工事が進められていたものです。

この東小路地下道は、長さ二百二十三・三メートル幅四・六メートルで、地下道内には、螢光灯による照明設備はありますが、うす暗く、車道と歩道の区別がなく、また雨の日には入口付近に水がたまるなど、危険な箇所でした。

このほど完成した照明設備は、工事費百七十五万円をかけ、ナトリウム灯ランプ二十二個を取り付けたもので、前よりも三倍の明るさになりました。

また同時に進めていた歩道新設工事は、工事費二百四十二万円をかけ、地下道内に幅一・二メートル（一部二メートル）、長さ二百二十四・八メートルの歩道を新設、車道と歩道の間に防護柵を設け、歩行者の安全策を施しています。

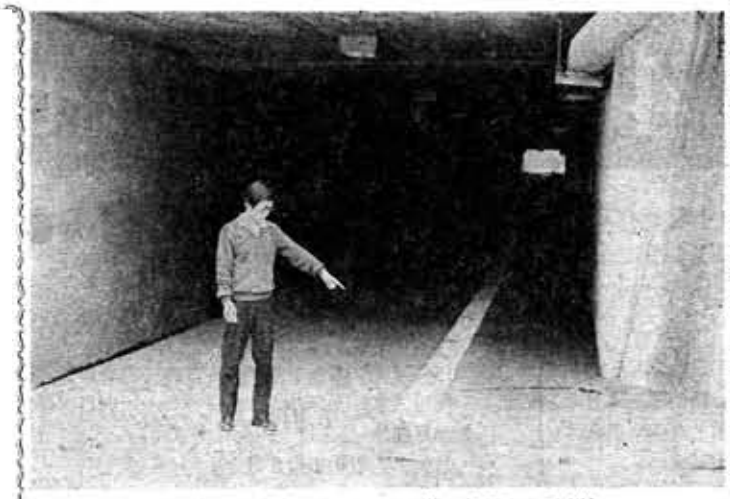

（三倍の明るさになった地下道と新設した歩道）

（文化財シリーズ⑧）

「まぼろしの都」を探る

長岡京の歴史①

今回から、向日市の歴史を語るのに重要な長岡京についてご紹介します。

長岡京は、今から約千百九十年前、延暦三年（七八四年）十一月十一日、奈良の都、平城京から移され、延暦十三年（七九四年）十月二十二日、京都の平安京に都が移るまでの十年間、本市を中心とする乙訓の地におかれた都です。

その当時、国力の建て直しを計画していた桓武天皇は、水運の便の悪い奈良から、水陸の便のよい乙訓の地に都を造営しました。

都は、鶏冠井町の大極殿を中心とし、東西約四・六キロメートル、南北約五・三キロメートルの規模で、その大きさは、平城京よりも大きく、のちの平安京に匹敵するほどの宮殿が造営されていました。

（鶏冠井町にある大極殿跡）

しかし、造営を担当していた藤原種継が、現在の上植野町島坂（石塔寺付近）で暗殺されたりして、工事がはかどらぬまま、十年後の延暦十三年に京都に遷都されました。

したがって、長岡京は「まぼろしの都」として、歴史の教科書にもあまり扱われませんでしたが、地元の歴史家の熱心な調査や、昭和三十年からの本格的な発掘調査によって、大内裏の様子や、天皇の住いする内裏儀式を行う朝堂院などの位置や規模がわかりました。

次回から、この発掘調査結果をもとに、「まぼろしの都」長岡京について、紹介していきますが、このシリーズをとおし、市民のみなさんとともに、郷土の歴史を理解するとともに、文化遺産を守っていきましょう。

（文市教委）

税負担を軽減

五十年度の固定資産税

固定資産税は、評価額を基礎として課税されますが昭和五十年度の土地に対する固定資産税は、昭和四十八年度の税制改正で、小規模住宅用地と個人の所有する非住宅用地は、税負担の軽減がはかられています。

その内容はつぎのとおりです。

(1)住宅用地として使用されている宅地

・二百平方メートル以下（小規模）の宅地――四十八年度の課税標準額

・二百平方メートルをこえる宅地――評価額の五〇パーセントの額を課税標準額

(2)住宅用地以外の宅地など（農地を除く）

昭和五十年度より評価額に基づいて課税することになっていますが、個人の非住宅用地は、調整措置がはかられています。

①個人の非住宅用地―評価額の六〇パーセントの額を課税標準額

②法人所有の非住宅用地―評価額を課税標準額

(3)市街化区域農地

・A農地―評価額の½に〇・七（軽減率）を乗じたものが課税標準額

・B農地―評価額の½に〇・四（軽減率）を乗じたものが課税標準額

・その他の農地―前年度の課税標準額に据え置き

（注）市街化区域農地（A・B農地）に課される都市計画税は、評価額に軽減率を乗じたものが課税標準額となり、他は従来どおり評価額が課税標準額となります。

住宅の軽減措置は三年

四十六年中に百平方メートル以下の新築の専用住宅を取得された方は、固定資産税の軽減措置（三年間固定資産税が½に軽減される）が切れますので、五十年より、本来の税額にもどります。お問い合わせは、税務課固定資産税係まで。

軽自動車の検査は必ず期限内に

使用中の軽自動車は、昭和四十八年十月から、法令で定められた期限までに軽自動車検査協会の行う検査（切換検査）を受けなければなりません。

すでに、期限の経過している軽自動車については、すみやかに当該検査を受けて下さい。（使用されない場合は、すみやかに廃車の手続きをして下さい。）

くわしくは、もよりの軽自動車の販売店か、自動車整備工場へお問い合わせ下さい。

（京都府陸運事務所）

融資枠が拡大

市の中小企業融資制度

市の中小企業振興融資制度が、四月一日から改正されました。

改正されたのは、融資額で運転資金百五十万円（前百万円）、設備資金二百万円（前百万円）に、融資期間で運転資金二十四か月以内（前二十か月）、設備資金三十六か月（前三十か月）にとなりました。

融資要綱は、つぎのとおりですからご利用下さい。

（融資の対象）

市に引き続き一年以上店舗、工場などの事業所を持っている市内在住の中小企業者で、(1)市税を完納され

人形劇団員を募集

応募は教委まで

教育委員会では、人形劇団員を募集しています。

募集要綱は、つぎのとおりです。

〔資格〕市内在住の小学校五・六年生、中学生の男女

〔募集人員〕約二十名

〔申込み〕四月十五日（火）までに、教育委員会社会教育係まで。

電九三一―一一八一番

〔練習日時〕毎週水曜日午後四時から

〔練習場所〕教育委員会会議室（旧農協二階）

ている方、(2)京都信用保証協会の保証対象業種になる方、(3)借入金の返済成績の良好な方です。

〔資金使途〕運転資金・設備資金

〔申込み・お問合せ〕商工課　九三一―一一一一番

こども会指導者を募集

こども会指導者を募集しています。

募集要綱は、つぎのとおりです。

〔資格〕こども会育成に熱意のある高校生、大学生青年勤労者の男女

〔募集人員〕約十名

〔申込み〕教育委員会社会教育係まで。

電九三一―一一八一番

教育委員会が農協跡へ

4月1日から

教育委員会が，4月1日から市庁舎から離れ，旧向日市農業協同組合跡へ移転しました。おまちがいのないようにして下さい。

（ところ）　向日町北山8
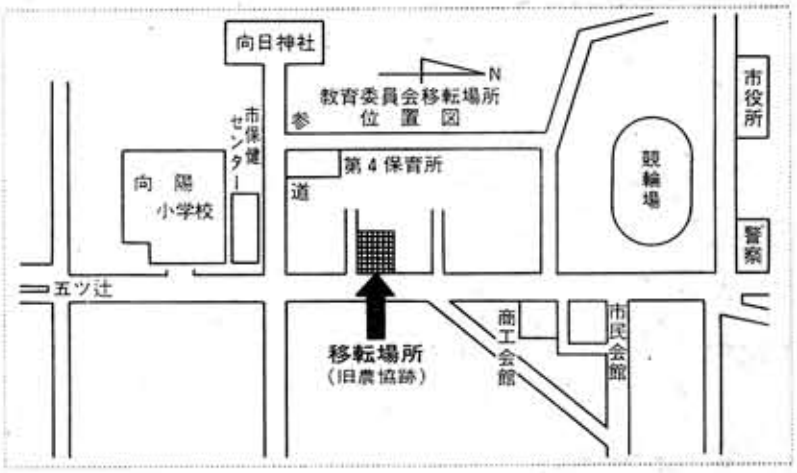
（電　話）　931―1181～2番